参考資料２

ほ場整備の精査に伴うＱ＆Ａ

ほ場整備事業実施中の地区において、換地が確定していない場合、対象農用地面積は一時利用地設定面積を基に算出してよいのか。また、一時利用地設定面積がない場合は、従前の面積で申請してよいか。

（答）

１ 活動計画策定時に一時利用地設定面積がある場合は、換地が確定するまでは一時利用地設定面積を基に算出してよい。また一時利用地設定面積がない場合は従前の面積で申請しても構わない。

ほ場整備事業実施中において、対象農用地面積が変わった場合の対応いかん。

（答）

１ 原則として、当該年度において対象農用地面積の増減に応じた交付金の清算（対象農用地面積が減少した場合、活動組織等がその差額を道協議会へ返還。対象農用地面積が増加した場合、道協議会から活動組織等に対し交付金交付会計の範囲内で追加交付）を行う必要がある。

２ ただし、前年度以前に交付された交付金については、遡って清算する必要はない。

３ なお、対象農用地面積に増減が生じた場合には、速やかに協定の変更を行い、採択内容の変更承認申請を行うものとする。

ほ場整備事業実施中において、対象農用地面積について一時利用地設定面積により交付金交付決定がなされ、当該年度において全額交付金が交付された後、換地が確定し、対象農用地面積に増減が生じた場合の対応いかん。

（答）

１ 換地が確定し、対象農用地面積に増減が生じた場合には、速やかに協定の変更、採択変更申請及び交付金の清算を行うものとする。